

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

内 容 電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響が大きい低所得世帯を支援するため給付金を支給します。

支 給 額 1世帯当たり3万円

◎ 住民税非課税世帯

対象世帯 令和5年6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯

※世帯全員が住民税**所得割**が課税されている人に扶養されていないこと。

◆ 必要な手続き

支給対象と思われる世帯の世帯主宛てに、支給要件確認書を送付します(6月23日(金)～順次発送予定)。

支給要件を確認の上、必要事項を記入し、返信用封筒で郵送・持参してください。

※次に該当する場合はご自身で申請が必要です。

- ・令和5年1月2日以降本市に転入してきた世帯または転入してきた人を含む世帯で支給要件に該当する世帯
- ・修正申告などにより令和5年度住民税均等割が課税から非課税となった世帯
- ・確認書が届かない世帯で、支給要件に該当する世帯
- など

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは福祉総務課窓口で配布しています。

必要書類については、事前にコールセンターへご確認ください。

受付期間 6月26日(月)～10月31日(火)(当日消印有効)

窓 口 福祉総務課(本庁1階) ※平日のみ

※審査の結果、不支給となる場合があります。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

DVなどで避難されている人へ

※本市に住民票を移していなくても給付金を受給できる場合があります。

詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

支給対象者を拡大します

◎ 住民税均等割のみ課税世帯など

対象世帯の条件や手続き方法など、詳細は決まり次第広報おおむらや市ホームページなどでお知らせします。

なお、対象と思われる世帯へは7月下旬以降に書類を発送予定です。

●価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎46・5256(平日9時～17時)

電動キックボード等に関する交通ルール改正

改正日 7月1日

改正内容

電動キックボード等原動機付き自転車※16歳未満は運転禁止			
車両区分	一般原動機付き自転車 (法定速度30km/h)	特定小型原動機付き自転車 (最高速度20km/h以下) 《車体の大きさ》 長さ190cm以下/幅60cm以下 ※最高速度表示灯が緑色点灯するもの	特例特定小型原動機付き自転車 (最高速度6km/h以下) ※最高速度表示灯が緑色点滅するもの
免許	要	不要	
着用ヘルメット	義務	努力義務	
歩道側帯の通行	不可		可 ※歩道は、標識により自転車の通行が定められた歩道のみ

※ 違反者は反則切符などによる取り締まりを受けます。



市職員を募集します

◆市職員採用試験

試験区分	試験職種	採用予定日	申込期限	第一次試験
高校卒業程度	電気(民間企業等経験者)	令和6年1月1日(月)	10月31日(火)	応募者と調整の上 試験日程を決定
	初級電気			
大学卒業程度	行政(文化財)			

◆任期付職員採用試験

試験区分	試験職種	採用予定日	申込期限	第一次試験
短大卒業程度	保育・幼児教育	9月1日(金)	7月12日(水)	7月14日(金)~17日(月)祝

採用予定数 いずれも若干名

申 込 市ホームページ内の職員採用試験ページから登録

※ 試験案内は人事課、各出張所、市ホームページで入手できます。

※ 詳しくは、試験案内をご確認ください。



▲市ホームページ

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証などの更新

◆ 被保険者証(保険証)

内容 現在お使いの保険証の有効期限は7月31日までです。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、記載内容を確認の上、8月1日からお使いください。更新手続きは不要です。

※有効期限が過ぎた保険証は細かく裁断し破棄するか、国保けんこう課または各出張所へご返却ください。

保険料を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限が短い保険証が交付される場合があります。また、特別な事情もなく滞納すると、差し押さえなどの滞納処分を受ける場合もあります。保険料の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

◆ 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」

内容

限度額適用認定証

…医療機関などの受診時に提示することで、窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

…医療機関などの受診時に提示することで、窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。

※いずれも、保険証利用登録済みのマイナンバーカードを利用して受診する場合は提示不要です(専用のカードリーダーが設置されている医療機関に限る)。

▼申請

対象

限度額適用認定証…課税所得が145万円以上690万円未満の人

限度額適用・標準負担額減額認定証…住民税非課税世帯に属している人

持参 保険証

▼既に交付を受けている人

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい保険証と一緒に7月中旬に郵送します(申請不要)。

※「区分Ⅱ」と認定されている人で、期間中で過去1年以内に90日を超える入院がある場合は、申請することで申請日から食事代がさらに減額されます。

保険料の決定

◆ 保険料の決定通知書(兼納入通知書)の送付

内容 令和5年度の保険料を7月中旬に決定通知書(兼納入通知書)でお知らせします。保険料の納付方法は個人ごとに異なりますので、納入通知書に同封の案内で必ずご確認ください。

マイナンバーカードが保険証として利用できます

内容 事前に登録手続きを行うことで、医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードが後期高齢者医療被保険者証として利用できるようになりました。

※専用のカードリーダーが導入されていない医療機関・薬局では、保険証が必要です。